

## 面会制限の継続について

新型コロナウイルス感染症に対する、首都圏の緊急事態宣言が5月25日に解除となりましたが、当面の間下記の理由により面会制限を継続させていただきます。

- ・新型コロナウイルスに感染すると高齢者や基礎疾患のある方は特に重症化する恐れがあります。すべての入居者様を感染から守る必要があります。

- ・緊急事態宣言解除は、新型コロナウイルス感染症の終息ではありません。新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦になることが想定されます。すぐに今までの生活に戻れるわけではなく、多様な感染防止対策を徹底しなければなりません。特に今後、第2波・第3波の可能性が大いにあり、当施設において安心・安全な運営を確保する必要があります。

- ・新型コロナウイルス感染症は感染しても自覚症状のない方も多く、更に初発症状がでる前の潜伏期間中から感染性があり、たとえ自分自身に症状がなかったとしても、周囲の方々に感染させてしまう可能性があります。施設内に入出入りする人数を最小限にし、接触の機会を減らすことが感染リスクを低減することにつながります。

長い面会制限により、入居者様、またご家族様のご心配・ご不安も大きいと思います。しかし、皆様への感染を防ぐためには、今しばらく緊急事態宣言解除後の流行や社会の状況を注視し、感染防止対策を継続する必要があります。今後も入居者様、スタッフへの感染を防ぐ為、全力で感染防止対策に取り組んでまいります。なにとぞ、ご理解・ご協力をお願い致します。

令和2年5月28日

施設長